

## お支払いする保険金および費用保険金のご説明【団体総合生活補償保険】 <団体スキー・スケート保険>

※「団体スキー・スケート保険」は、スキー・スケート賠償責任保険特約をセットした団体総合生活補償保険のペットネームです。

団体総合生活補償保険の普通保険約款、スキー・スケート賠償責任保険特約、その他主な特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり（普通保険約款、特約）をご参照ください。

### ■用語のご説明

区分	用語	説明
共通	アイススケートの練習中、競技中または指導中	アイススケートの練習中、競技中または指導中に付随してスケート場内で通常行われる更衣、休憩を含みます。
	親族	配偶者、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
	スキー	スキーの板※を用いて雪（人工雪を含みます）上で行うスポーツをいいます。ただし、モノスキー、スノーボード、そり（類似するものを含みます）、ボブスレーおよびリュージュを除きます。 ※スキーの板とは、雪の上を歩き、滑って進むための板状のスポーツ用具であって、材質を問いません。
	スケート場	アイススケートを行う場所をいい、更衣室等の付属施設を含みます。
	配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。
スキー・スケート傷害補償特約	自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
	支払対象期間	傷害入院保険金、傷害通院保険金をお支払いする対象の期間として保険証券記載の期間をいい、この期間内の入院、通院についてのみ保険金をお支払いします。
	手術	次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象になりません。 ・ 創傷処理 ・ 皮膚切開術 ・ デブリードマン ・ 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 ・ 抜歯手術 ・ 歯科診療固有の診療行為 ②先進医療※1に該当する診療行為※2 ※1 手術を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限り、対象となる手術、医療機関および適応症は限定されます。 ※2 治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り、（診断、検査等を直接の目的とした診療行為および注射、点滴、薬剤投与（全身・局所）、放射線照射、温熱療法による診療行為を除きます）。
	傷害	急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガをいいます。 （注）身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状を含みません（継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状は含みません）。
	傷害手術保険金支払対象期間	事故の発生の日からその日を含めて「傷害入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。
	治療	医師が必要と認め、医師が行う治療をいいます。
	通院	病院・診療所に通い、または往診・訪問診療により、治療を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。 （注）治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは、通院に含みません。
	入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
スキー・スケート用品補償特約	スキー用品	スキーの板（ビンディング等付属品を含みます）、ストック、スキー用に設計されたその他の物および被服類であって、被保険者所有のスキー用品一式をいいます。
	スケート用品	アイススケートシューズ、アイススケート用に設計されたその他の物および被服類であって、被保険者所有のスケート用品一式をいいます。
	盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいい、盗賊、不法侵入者による損傷・汚損を含みます。
	保険価額	スキー用品またはスケート用品に損害が発生した地および時におけるスキー用品またはスケート用品の価額をいいます。

## ■団体スキー・スケート保険の補償内容

### 補償重複マークがある特約をセットされる場合のご注意

**補償重複**マークがある特約をセットする場合、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます）が他にあるときは、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。保険料が無駄になることがあります。

補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※ 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

1. 団体スキー・スケート保険の補償内容は下表のとおりです。
2. 被保険者は、保険証券に被保険者として記載された方となります。また、スキー・スケート賠償責任保険特約については、被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。

特約名	補償内容	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
スキー・スケート賠償責任保険特約 <b>補償重複</b>	法律上の損害賠償責任	<p>【スキー】</p> <p>日本国内において、被保険者がスキーの目的をもって住居を出発してから帰着するまでの行程中に発生した偶然な事故により、被保険者が他人の身体の障害または財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合</p> <p>【スケート】</p> <p>日本国内のスケート場において、被保険者が行うアイススケートの練習中、競技中または指導中に発生した偶然な事故により、被保険者が他人の身体の障害または財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合</p>	<p>被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額</p> <p>+</p> <p>判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金</p> <p>-</p> <p>被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額</p> <p>-</p> <p>免責金額(*) (0円)</p>	<p>(1) 次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>① 保険契約者、被保険者または法定代理人の故意</p> <p>② 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1</p> <p>③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波</p> <p>④ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故</p> <p>⑤ 上記④以外の放射線照射または放射能汚染</p> <p>(2) 次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>① 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任</p> <p>② 被保険者の使用者（被保険者がスキーまたはスケートの補助者として使用する方を除きます）が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任</p> <p>③ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任</p> <p>④ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任※2</p> <p>⑤ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任</p> <p>⑥ 被保険者による暴行等に起因する損害賠償責任</p> <p>⑦ 航空機、船舶・車両（原動力が専ら人力であるもの等を除きます）、銃器（空気銃を除きます）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</p> <p>など</p> <p>※1 テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※2 レンタル用品など、他人から借りたり、預かったりした物の損壊や使用不能に対する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては保険金をお支払いできません。</p>

(\*) 免責金額とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

※ 1回の事故につき、スキー・スケート賠償責任保険金額が限度となります。

※ 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。

※ 事故により損害賠償の請求を受けた場合、引受保険会社は、被保険者からの申出があり、かつ、被保険者の同意が得られれば、被保険者のために被害者との示談交渉を引き受けます。ただし、次のいずれかの場合は、引受保険会社による示談交渉はできません。

- ① 被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額がスキー・スケート賠償責任保険金額を明らかに超える場合
- ② 損害賠償請求権者が、引受保険会社と直接、折衝することに同意しない場合
- ③ 正当な理由がなく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
- ④ 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

※ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額の決定については、事前に保険会社の承認が必要となります。

※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(\*)の合計額が、損害の額(\*)を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。

- ・ 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(\*)
- ・ 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額(\*)から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(\*)を限度とします。

(\*) 支払責任額とは、他の保険契約等がないも

特約名	補償内容	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
			<p>のとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。</p> <p>(※2) 損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。</p>	
スキー・スケート傷害補償特約	<p>ご自身の傷害(ケガ)</p> <p>【スキー】 日本国内において、被保険者がスキーの目的をもって住居を出発してから帰着するまでの行程中に急激かつ偶然な外来の事故によってその身体にケガを被った場合、かつ、次の①から⑤のいずれかに該当する場合</p> <p>【スケート】 日本国内のスケート場において、被保険者がアイススケートの練習中、競技中または指導中に急激かつ偶然な外来の事故によってその身体にケガを被った場合かつ、次の①から⑤のいずれかに該当する場合</p> <p>①傷害死亡保険金 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合</p> <p>②傷害後遺障害保険金 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合※1</p> <p>③傷害入院保険金 そのケガの治療のため、入院し、その入院が傷害入院保険金の免責期間※2を超えて継続した場合</p> <p>④傷害手術保険金 そのケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて傷害手術保険金支払対象期間内に手術を受けた場合</p> <p>⑤傷害通院保険金 事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて保険証券記載の傷害通院保険金の免責期間が満了した日の翌日以降に、通院した場合</p> <p>※1 事故の発生の日からその日を含めて180日を超えて治療中である場合は、181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定します。</p> <p>※2 事故の日からその日を含めて保険証券記載の免責期間が満了するまでの期間をいいます。</p>	<p>①傷害死亡保険金</p> <p><b>傷害死亡・後遺障害保険金額の全額</b></p> <p>※ 保険期間中に、既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合、傷害死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。</p> <p>②傷害後遺障害保険金</p> <p><b>傷害死亡・後遺障害保険金額</b> × <b>約款所定の保険金支払割合(4%~100%)</b></p> <p>※ 保険期間を通じ、合算して傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p> <p>③傷害入院保険金</p> <p><b>傷害入院保険金日額</b> × <b>入院日数</b></p> <p>※ 傷害入院保険金の免責期間が満了した日の翌日からその日を含めて傷害入院保険金の支払対象期間内の入院を対象とし、1事故につき保険証券記載の傷害入院保険金の支払限度日数が限度となります。</p> <p>④傷害手術保険金 1回の手術について次の額をお支払いします。</p> <p>a. 入院中に受けた手術 <b>傷害入院保険金日額</b> × <b>10</b></p> <p>b. 上記a. 以外の手術 <b>傷害入院保険金日額</b> × <b>5</b></p> <p>※ 入院中とは、手術を受けたケガの治療のために入院している間をいいます。</p> <p>※ 手術を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保険金お支払いの対象となる手術を同一の日に複数回受けた場合は、1回の手術に対してのみ保険金をお支払いします。なお、同一の日に上記a. とb. の両方に該当する手術を受けた場合は、上記a. の手術を1回受けたものとします。</li> <li>1回の手術を2日以上にわたって受けた場合または手術料が1日につき算定される手術を複数回受けた場合は、その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。</li> <li>一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定される区分番号の手術について、その区分番号の手術を複数回受けた場合は、2回目以降の手術が保険金をお支払いする同じ区分番号の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けたものであるときは、保険金をお支払いしません(欄外のお支払例をご参照ください)。</li> </ul> <p>⑤傷害通院保険金</p> <p><b>傷害通院保険金日額</b> × <b>通院日数</b></p> <p>※ 傷害通院保険金の免責期間の満了日の翌日からその日を含めて傷害通院保険金の支払対象期間内の通院を対象とし、1事故につき、保険証券記載の傷害通院保険金の支払限度日数が限度となります。</p>	<p>(1) 次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。</p> <p>① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失</p> <p>② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為</p> <p>③ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故</p> <p>ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間</p> <p>イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間</p> <p>ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間</p> <p>④ 被保険者の脳疾患、病気または心神喪失</p> <p>⑤ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産</p> <p>⑥ 保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置</p> <p>⑦ 被保険者に対する刑の執行</p> <p>⑧ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1</p> <p>⑨ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑩ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故</p> <p>⑪ 上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染</p> <p>⑫ 被保険者が山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます)等)をいい、登る壁の高さが5m以下のボルダリングは含みません)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故</p> <p>(2) 次のいずれかの場合についても保険金をお支払いできません。</p> <p>① むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※2</p> <p>② 細菌性食中毒・ウイルス性食中毒など</p> <p>※1 テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※2 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。</p>	

特約名	補償内容	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
			※ 通院しない場合においても、約款所定の部位のケガによりその部位を固定するために、医師の指示によりギブス等を常時装着した期間は、通院日数に含めてお支払いします。	
スキー・スケート用品補償特約 <b>補償重複</b>	用品の損害 <b>【スキー】</b> 日本国内において、被保険者がスキーの目的をもって住居を出発してから帰着するまでの行程中に、次のいずれかの事由によって損害が発生した場合 ①スキー用品の盗難。ただし、ストックの盗難は、スキーの板と同時に発生した場合に限ります。 ②スキー板の破損 <b>【スケート】</b> 日本国内のスケート場において、スケート用品の盗難によって損害が発生した場合		①スキー用品またはスケート用品を修理できない場合 <b>損害の額</b> ②スキー用品またはスケート用品を修理できる場合 <b>修理費</b>  ※ 保険期間を通じ、スキー・スケート用品保険金額を限度とします。 ※ 修理費は、損害発生直前の状態に復するに必要な修理費とし、価値の下落は損害の額に含みません。 ※ 損害の額が、その損害の発生したスキー用品またはスケート用品の保険価額を超える場合は、その保険価額をもって損害の額とします。 ※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*1)の合計額が、損害の額(*2)を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。 ・ 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(*1) ・ 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額(*2)から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*1)を限度とします。 (*1) 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 (*2) 損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。	(1) 次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者と同居する親族の故意 ③ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※ ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑤ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑥ スキー用品またはスケート用品の自然の消耗、劣化、変質、さび、かび、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱またはねずみ食い、虫食い等 ⑦ スキー用品またはスケート用品の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはスキー用品・スケート用品を管理する方が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥によって発生した損害を除きます。 ⑧ スキー用品またはスケート用品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみ、落書き等外観上の損傷または汚損であって、スキー用品またはスケート用品が有する機能の喪失または低下を伴わないもの。ただし、スキー用品またはスケート用品の盗難被害に伴って発生した場合は保険金をお支払いします。 ⑨ スキー用品またはスケート用品の置き忘れ・紛失 (2) 次の損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ① 時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品の損害 ② スキーのストックのみの盗難による損害 ③ スキーの板以外のスキー用品の破損による損害 ④ スケート用品の破損による損害 など  ※ テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となりません。

### ■任意でセットできる主な特約

任意でセットできる主な特約とその概要は下記のとおりです。

特約名	特約の概要
雪上滑走スポーツ補償特約	スキーのほか、スノーボード等雪上滑走スポーツ※による事故を補償する特約です。 ※雪上滑走スポーツとは、スキー、モノスキー、スノーボード等、そのスポーツ用に設計された板またはボードを使用し、雪（人工雪を含みます）上を動力を用いずに滑走することを主な目的としたスポーツをいいます。ただし、そり、ポップスレー、リュージュは含みません。